



# **マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題 (2026年7月)**

**別紙2：口座不正利用対策等に係る要請文  
第2回フォローアップアンケートの実施結果**

- 24年8月、法人口座を悪用した事案等の発生を受けて、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請し、25年1月には第1回目フォローアップアンケートを実施。
- また、昨今の詐欺等被害の状況を踏まえ、25年9月、従前の要請内容を改訂し、「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について（要請）」を発出、**預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策の更なる強化を要請**（要請の概要は次頁参照）。
- 本要請は、**規模・立地によらず対策が必要**であり、各金融機関が計画的に取り組むことが重要。当局としても**金融機関の取組状況を継続的に確認**するとともに、その結果の還元等を通じて、要請内容への**着実な対応を促していく**。
- 25年1月に引き続き、同年11月に第2回目フォローアップアンケートを実施。**前回アンケート時点からの進展状況や新規要請事項に関する対応状況**を集計・整理し、各金融機関における**取組の一層の推進**につなげる。

### 第2回アンケートの結果概要（25年11月実施）

- 前回から、**口座売買等の違法性の周知や口座不正利用の態様分析等の対応状況は進展**。一方、前回も対応が低調であった**ICチップ情報読取による本人確認、アクセス環境からの不審取引検知や検知した不正取引の自動制限等、システム改修を要する項目についての進展は限定的**、引き続き計画的な対応が重要。
- 新規要請事項（IB対策等）については、**IBの適切な限度額設定、利用開始後・限度額引上げ後のモニタリング等は6割以上が対応済**であるものの、**IB不正利用までの期間分析や暗号資産交換業者・資金移動業者宛の異名義送金拒否対応は限定的**。
- 口座不正利用対策は一度態勢を整備した項目であっても、**各金融機関における不正利用の状況等を踏まえつつ、検知ルールやリスク低減措置等を継続的に見直し、適時・適切な対策**を講じていくことが重要。

※なお、IBによる詐欺等被害については、被害者本人が騙されていることに気付かないまま、多額の資金を送金してしまう事例が多く認められる。そのため、IBに係る対策強化に関しては、この点を十分に留意したうえで、適切な対策を検討し講じていくことが必要。

## 口座不正利用対策 要請文（24年8月）のポイント

- **法人口座を悪用した事案**等の発生を受け、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策は急務
- インターネットバンキング等の非対面取引が広く普及していることを踏まえ、**規模・立地によらず対策が必要**であり、全ての預金取扱金融機関に対し、**24年8月に対策を要請**
- システム上の対応が必要など、直ちに対策を講じることが困難な場合、**計画的に対応することが重要**

## 要請文 アップデート版（25年9月）のポイント

- 足下で、**インターネットバンキングを通じた振込**による被害が急速に拡大
- **被害者本人が被害金を振り込まされるケース**も念頭に、どう防止・検知し、被害を食い止めるかが重要
- その他、**最近の手口（口座の貸借、異名義送金）**への対応も合わせて追加・改訂

### 前回要請内容（24年8月）

- ① 口座開設時における不正利用防止及び実態把握の強化
- ② 利用者のアクセス環境や取引金額・頻度等に着目した多層的な検知
- ③ 不正用途や犯行手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化
- ④ 検知・その後の顧客への確認、出金停止・凍結等の措置の迅速化
- ⑤ 不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有
- ⑥ 警察への情報提供・連携の強化

### 新たな要請内容（25年9月）

（新規の対策（インターネットバンキング））

- ① 利用申込みの際の確認・注意喚起
- ② 初期利用限度額の適切な設定
- ③ 利用開始後・利用限度額引上げ時の確認・注意喚起

（既存対策の強化（⑤の暗号資産は24年2月要請済））

- ④ （口座売買に加え）譲渡・譲受・貸借も違法である旨注意喚起
- ⑤ （暗号資産に加え）資金移動業者への異名義送金の拒否

# 第2回フォローアップアンケート結果

1. 口座開設時における不正防止及び実態把握の強化
2. 利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知
3. 不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化
4. 検知及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化
5. インターネットバンキングに係る対策の強化
6. 振込名義人変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者への送金停止等
7. 不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有
8. 警察への情報提供・連携の強化

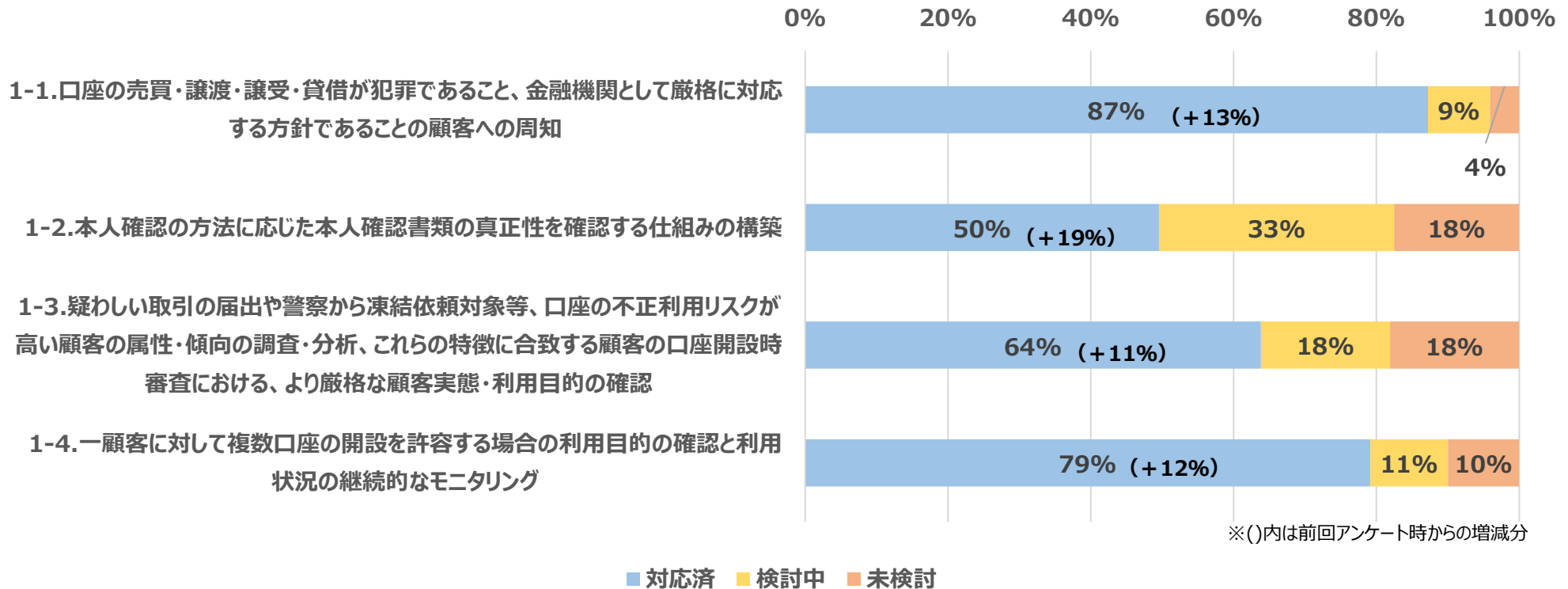
## ※資料上の留意点

- ・集計に当たっては関連項目を平均した数値で表記している
- ・各数値は小数点以下を四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある
- ・要請文改訂を踏まえ質問項目を変更したため、前回アンケート時からの増減分について、令和7年6月公表資料と整合しない箇所がある
- ・IB = インターネットバンキングを指す

# 1.口座開設時における不正利用防止及び実態把握の強化

- 1-1. 特にSNSや非対面開設時におけるアプリ等による周知が進展、引き続き様々なチャネルで「口座売買・譲渡・譲受・貸借が犯罪であること」を周知することは利用者理解を促すために有用であり、今後も継続的な取組が期待される。
- 1-2. 本人確認の方法として、ICチップ情報の読み取りを導入した金融機関は若干増加したものの全体としては依然少数。改正犯収法規則の施行日（令和9年4月）までの対応はもとより、不正な口座開設を防止する観点から早期の導入が期待される。
- 1-3. 大部分の金融機関において口座の不正利用リスクの高い顧客の分析は実施済。分析の頻回化や開設時審査に活用するための不正利用口座に係る情報の蓄積など、引き続き分析の高度化が期待される。
- 1-4. 複数口座開設時に利用目的等の合理性を確認する態勢及び当該口座を継続的にモニタリングする態勢の構築状況は進展し、大部分の金融機関において整備されている。複数口座の開設にあたっては、開設を許容することで直面するリスク（※）を踏まえ、各金融機関における適切なリスク低減措置の高度化が期待される。

（※）取引の分散によってモニタリングの敷居値が回避されること、不正利用された場合に被害金が増大するおそれがあること等

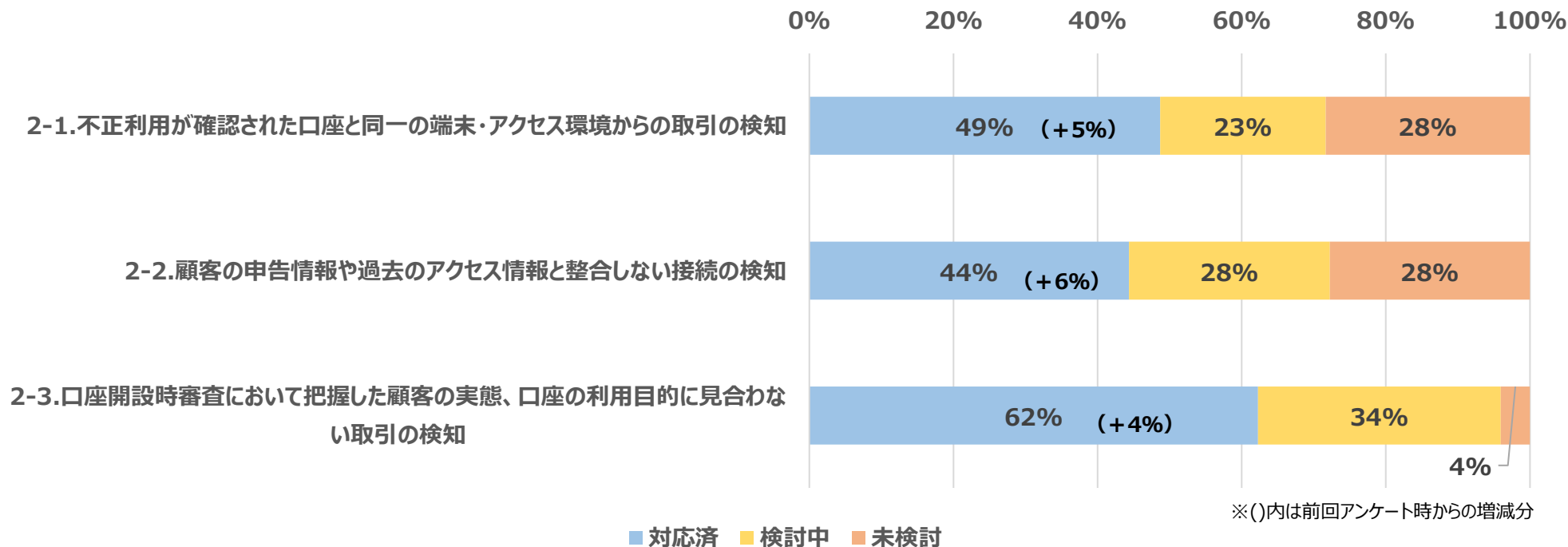


## 2.利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知

2-1,2.不正利用が確認された口座と同一の端末等による取引及びアクセス環境（ブラウザ言語、IPアドレスなど）による検知について、対応状況の進展は限定的、依然として対応済の金融機関は半数以下にとどまっている。また、検知項目に関しても金融機関によって差異がある状況。

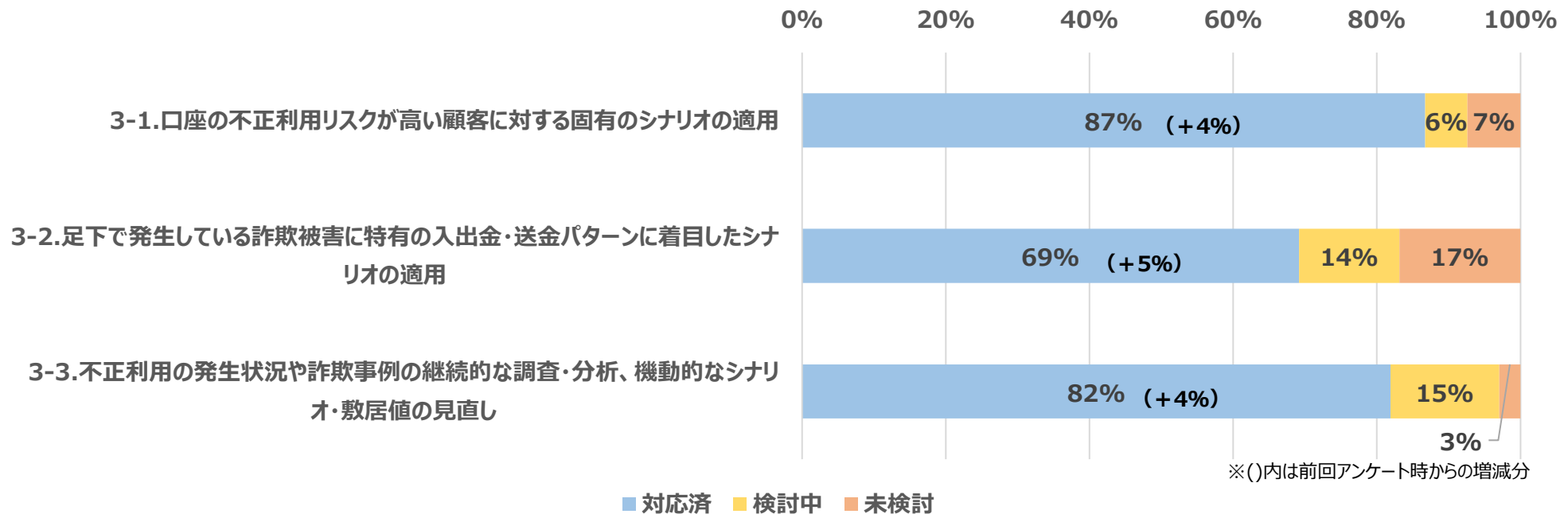
アクセス環境による検知については、不正な取引が実行される前段階でのリスク低減措置を可能にするものであり、詐欺等被害の未然防止に有用。検知項目の拡充も含めて、引き続き対応の高度化が期待される。

2-3. 顧客実態に見合わない取引検知についても対応状況の進展は限定的。把握した顧客実態等と照らし不自然な取引の検知及び検知後の適切なリスク低減措置の高度化が期待される。



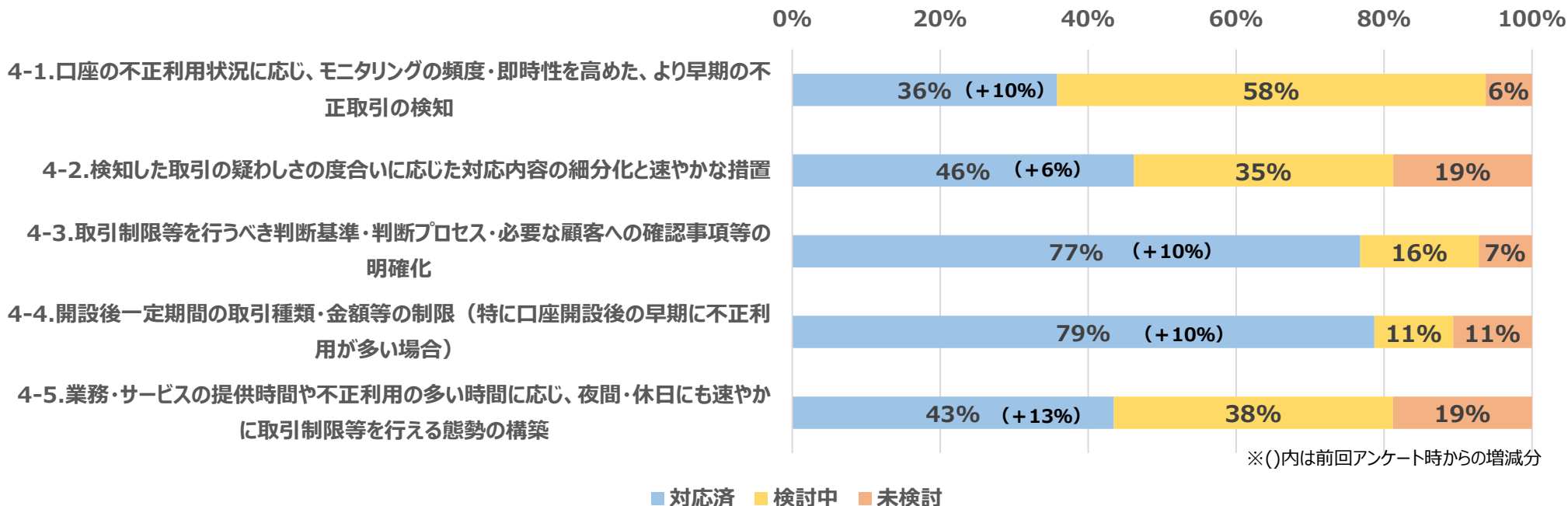
### 3.不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化

- 3-1. 口座の不正利用リスクの高い顧客に対するモニタリング態勢は大部分の金融機関において整備済。もっとも、マネロン等のリスクと口座の不正利用リスクは必ずしも一致しないことから、マネロン等対策上の高リスク顧客に限定することなく、自らにおける口座の不正利用状況等を踏まえ、当該リスクに着目したシナリオの高度化が期待される。
- 3-2. 詐欺被害特有の取引パターンに関する検知について、対応状況の進展は限定的。口座が不正利用される前段階での予兆取引を的確に捉えることは不正利用の未然防止に有用であり、犯罪手口の変化に応じた継続的な高度化が期待される。
- 3-3. 不正利用の発生状況等の分析はほとんどの金融機関において実施されており、分析結果を踏まえた検知シナリオの機動的な見直しを実施している金融機関も多い。一方、分析の頻度に関しては年次での実施が多く、頻回化も期待される。
- なお、不正利用の発生が少ない金融機関においては、金融機関間及び警察との連携や、必要に応じて外部機関等を活用して、情報収集を行うことで分析に取り組むことが期待される。



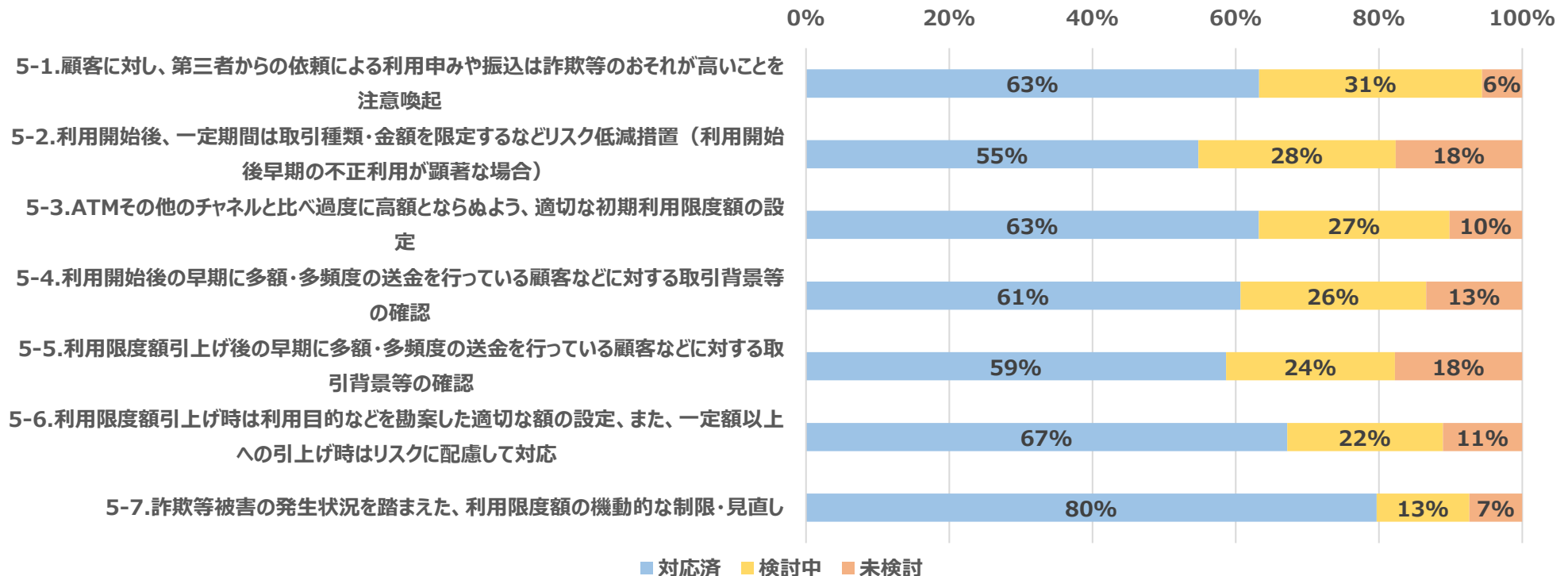
## 4. 検知及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化

- 4-1. 即時性の高いモニタリングの実施状況は進展したものの、全体数としては少ない。検知サイクルが長い場合は詐欺等被害の抑制には限界があるため、より早期に不正取引を検知する態勢の構築が期待される。
- 4-2. 不正利用防止に向けた速やかな措置の対応状況の進展は限定的。即時性の高いモニタリングの導入とあわせて、システムによる自動制限等、検知後のリスク低減措置の高度化が期待される。
- 4-3. 判断基準等の明確化は進展し8割近くの金融機関において対応済。もっとも、一度整備したマニュアル等についても、詐欺等被害の状況を踏まえ、継続的な見直しと高度化が期待される。
- 4-4. 口座開設から不正利用までの期間分析は進展したが、分析頻度は年次にとどまる金融機関も多い。分析の頻回化や分析結果を踏まえた開設直後の口座に対する適切なリスク低減措置の継続的な高度化が期待される。
- 4-5. 不正利用の時間帯分析の対応状況は進展したものの対応済の金融機関は半数以下。分析を進めるとともに、必要に応じて夜間・休日における取引制限等の態勢構築（自主的なモニタリングに基づく取引制限等も含む）が期待される。



## 5.インターネットバンキングに係る対策の強化

- 5-1. 非対面における周知状況については低調。「第三者からの依頼ではないか」と注意喚起することは詐欺等被害への気付きの機会として有用であり、IB利用申込時の注意喚起をはじめ、複数のタイミングやチャネルを通じた継続的な周知が期待される。
- 5-2. IB利用開始から不正までの期間分析は未実施の金融機関が多い。分析に加え、必要に応じて利用制限等の適切なリスク低減措置に取り組むことが期待される。
- 5-3. 初期利用限度額は6割程度の金融機関で見直しを実施。もっとも、IBによる詐欺等被害が高額となる傾向を踏まえると、継続的に設定金額の妥当性を検証し、必要に応じて見直しに取り組むことが期待される。
- 5-4,5. IB利用開始・利用限度額引上げ直後の多額・多頻度の送金検知は約6割の金融機関で対応済。未対応の金融機関においては早期検討と、対応済の金融機関も含め、検知手法とリスク低減措置の継続的な高度化が期待される。
- 5-6. 利用限度額引上げ時のリスク低減措置は7割弱の金融機関で実施済。IBによる詐欺等の被害金が高額となる傾向を踏まえると、利用限度額引上げ時における適切な低減措置については継続的な高度化が期待される。
- 5-7. 詐欺等被害の発生状況の分析及び利用限度額の見直しについては大部分の金融機関において実施済。もっとも、一度見直しを実施した金融機関であっても、継続的に分析を行い、現状の設定金額の妥当性の検証し、必要に応じて利用限度額の見直しに取り組むことが期待される。

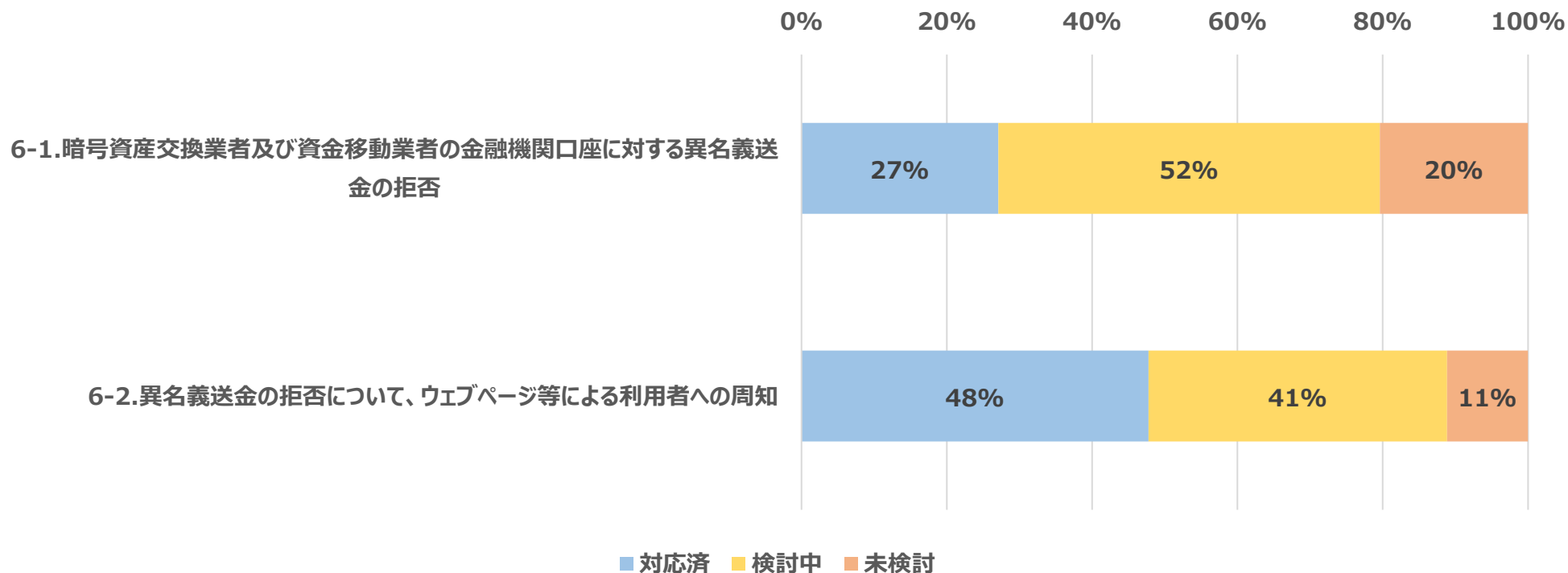


## 6.振込名義変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者への送金停止等

6-1. 暗号資産交換業者及び資金移動業者に対する異名義送金拒否の対応は限定的、システム改修等を要する場合も多いことから計画的な対応が必要。

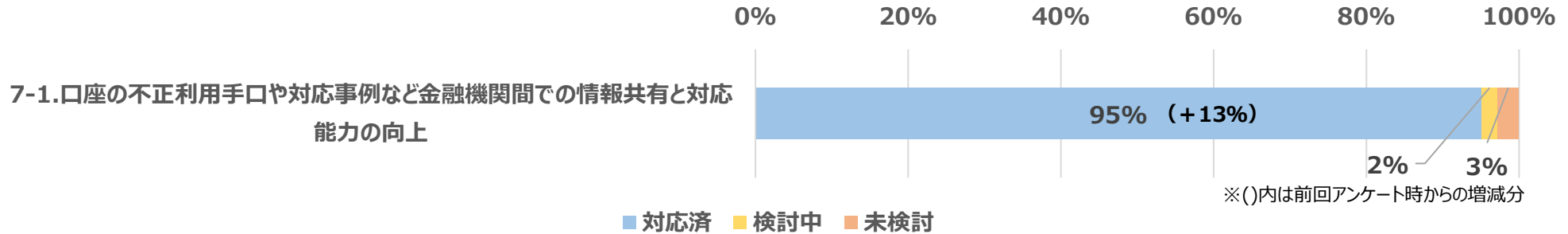
一方、システム対応までに時間を要する場合であっても、事後的なモニタリングなどの暫定的な対応に取り組んでいる金融機関も一定数認められるところ。各金融機関において、現時点で実施可能なリスク低減措置に積極的に取り組むことが期待される。

6-2. 利用者への周知については半数近くの金融機関において対応済。口座売買等に関する周知（項番1-1）と同様に、様々なチャネルで周知に取り組みことは利用者理解を促すことに有用。異名義送金拒否の対応とあわせて周知に取り組むことも期待される。



## 7.不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有

7-1. 金融機関間の情報共有については大きく進展し、ほとんどの金融機関において実施済。加えて、半数近くの金融機関では月次または四半期での定期的な情報共有が実施されている。一方、金融機関によって口座の不正利用等に関する情報量には差がみられることから、金融機関間での定期的な意見交換を通じて、業界全体の対応能力向上が期待される。



## 8.警察への情報提供・連携の強化

8-1,2.警察庁及び都道府県警察との連携体制については大きく進展し、ほとんどの金融機関で構築済。加えて、8割以上の金融機関においては連携体制の実効性向上に向けた取組が実施されている。詐欺等の被害状況は日々変化していることを踏まえると、連携体制の高度化に向けた継続的な取組が重要。

